

【資料】

国際法協会第72回(2006年)トロント(カナダ)大会報告

国際法協会(International Law Association)の第72回世界大会は、2006年6月4日から8日にかけて、トロントのFairmont Royal York Hotelを会場として開催された。会議の日程は、次の通りであった(通し番号のついてものは国際委員会、それ以外はスタディ・グループやパネル・ディスカッション)。なお今回は、Hans Blix IAEA前事務局長、Cherie Booth 弁護士(Blair 英国首相夫人)、Lech Walesa ポーランド元大統領ら著名人による講演があった。

- 第1日(6月4日) 午後 理事会、開会式
- 第2日(6月5日) 午前 ① 国際商事仲裁、② 200カイリを超える大陸棚の法的諸問題、競争法及び消費者保護法の域外執行、危機の機構?国連の将来
午後 ③ 国際貿易法、④ 国家承継法の諸側面、⑤ 文化遺産法、国際社会における法の支配(と役割)、国際商事仲裁の変容する局面
- 第3日(6月6日) 午前 ⑥ 人と財産の外交的保護、仲裁裁定の執行における新傾向、国際貿易・投資法における紛争解決、地域的人権機構、条約作成および履行における新たなステークホルダー、持続可能な発展に関する国際法
午後 ⑦ 外国投資の国際法、⑧ 国際人権の法と実行、⑨ 持続可能な発展に関する国際法、クラス・アクションのグローバル化、国連改革
- 第4日(6月7日) 午前 ⑩ 国際通貨法、⑪ 国際刑事裁判所、⑫ フェミニズムと国際法、⑬ 環境法のトランスナショナルな執行、外国判決、知的財産権法のグローバルな諸問題
午後 ⑭ 戦争犠牲者に対する補償、⑮ バイオテクノロジーに関する国際法、⑯ 宇宙法、国際裁判の実行と手続、金融サービスのグローバルな規制および証券訴訟、国際刑事司法の将来
- 第5日(6月8日) 午前 ⑰ 国際法教育、⑱ 国際証券法、カナダにおける先住民
午後 理事会、総会、閉会式

参加者による各委員会の議論の要旨は以下の通りである。なお、各委員会のペーパーはILAのホームページ <http://www.ila-hq.org/> に掲載されている。また詳細は、近く刊行される Proceedings に掲載されるため、それらをご覧ください。(中谷和弘)

① 国際商事仲裁

国際商事仲裁委員会では、Final Report on Res Judicata and Arbitration と Final

Report on Lis Pendens and Arbitration が検討の対象となった。前者は、ある問題につき既に仲裁判断が下されているにもかかわらず、

後に、当該問題を含む同一当事者間での紛争につき仲裁手続が進められてしまったような場合に、後の手続の仲裁人に対して示される Recommendation である。他方、後者は、ある問題につき同一当事者間で、国家の裁判所における裁判手続と仲裁手続が同時に進行してしまったような場合、あるいは、二つの仲裁手続が同時に進行してしまったような場合に、仲裁人に対して示される Recommendation である。様々な国々から集まった委員が様々な国々で受け入れ可能なように作成したものであるが故に、常識的な内容の Recommendation に止まるものであり、若干の文言修正等があったものの、基本的にその内容は了承された。

(早川吉尚)

② 200カイリを超える大陸棚の法的諸問題

表記委員会は、2004年ベルリン大会で提出された報告書に基づいて、第二報告書を提出した。その内容は、個々の論点ごとに22の提言 (conclusion) とその説明 (explanatory note) からなる。同報告書は、国連海洋法条約76条に従って、200カイリを超える大陸棚の外側限界を設定することに關連する法的諸問題を取り扱っている。

全体会合は、ドリヴァー・ネルソン委員長 (国際海洋法裁判所判事)、共同報告者の一人アレックス・アウデエルフェリンク氏により、第二報告書に関する説明を受けて、クリストファー・ピントー教授の司会により進行された。大陸棚の限界に関する委員会の権限 (国連海洋法条約の解釈・適用の権限をもつか、どのような権限かなど) の問題や外側限界の設定に関する具体的な事例の紹介を含めて、

議論が行われた。

決議が採択されたが、その内容は以下のとおり。第二報告書が扱う論点項目を列挙して確認し、同報告書につき、国連海洋法条約締約国とそれ以外の諸国およびその他の当事者の関心に呼びかけるように、国際法協会事務総長と国連事務総長に要請し、さらに、委員会は今後、200カイリを超える大陸棚の開発に関する国連海洋法条約82条の解釈・適用をめぐる問題を検討することを招請する。

(兼原敦子)

③ 国際貿易法

委員会の (第7) 報告書は、例年と同じように、1. はじめに、2. 貿易体制の発展、2. TRIPS、4. WTO 紛争処理制度及び2004-05年の判例、5. WTO 統治と立憲主義、6. 人権と国際貿易、7. 将来の作業計画の7部構成で、各分野における進展や課題をまとめたものである。委員会の会合は、Slynn (英) を議長に6月6日午後に行われた。複数の委員が分担して上記各項目の概要を説明した後に、項目ごとに討論が行われた。この形式も例年と同じである。討論は7項目すべてについて行われたが、WTO 紛争処理 (4) と人権と貿易 (6) に比較的多くの時間が割かれた。説明を担当したのは、TRIPS (3) は執筆担当者の Abbott (米) である。WTO 紛争処理 (4) は、執筆担当者の Mavroidis (ギリシア) が不在のため、Steger (加) と Bourgeois (白) が代わりに説明した。人権と貿易 (6) は、執筆者の Petersmann (独) が説明を行った後、筆者 (岩沢) と Cottier (スイス) がコメントを行った。Petersmann 執筆にかかる当該箇所では、国家が憲法に基づき人権を理由に貿易を制限する場合に、WTO 紛争機関

は国内当局の「評価の余地」を尊重すべきことが示唆されている。これに対して筆者は、人権と貿易の分野に「評価の余地」理論を導入することには慎重であるべきだと指摘するなどした。

(岩沢雄司)

④ 国家承継法の諸側面

Hafner 教授 (オーストリア) を座長とする同委員会は、共同報告者である Czaplinski 教授 (ポーランド) および Kohen 教授 (アルゼンチン) がともに欠席するという異例の状況で開催された。Hafner 教授からは、事前にホームページに掲載されたペーパーに基づいて国家承継の経済的側面及び理論的諸問題について説明がなされた。結論としては、① 国家承継の際の国家財産の所有権の解決の基礎として equity が中心的地位を有することが国家実行示されること、② 債務の承継に関しては IMF によって決定された配分基準が重要であること、③ 公文書の承継については関係国間合意に共通性が見られず *lex specialis* をなしていること、が指摘できるとした。また、当初は東チモールやナミビアなどの新独立国の実行を検討する予定であったが、必要な情報が得られなかったため検討を断念した旨の説明があった。質疑応答においては、公的債務と私的債務の承継の相違、海洋法における proportionality と国家承継におけるそれとの異同、訴訟当事国において国家承継が生じた場合の処理、democracy principle の国家承継への適用の有無、台湾の法的地位などについて質問・指摘がなされた。今後の扱いについては、議論の結果、理論の検討はこれで終了するが、国家実行をさらに整理して原則をとりまとめる方向で次回大会

に向け検討を続けることとなった。

(中谷和弘)

⑤ 文化遺産法

「文化財の返還請求に関する原則・ガイドライン」の策定を続けてきた委員会は、昨年9月のハーグの会合で大幅な修正が加えられた。トロント会議では、さらに若干の手直しを経て、文化財の相互保護と引渡しのための協力の「原則案」が採択された。

原則案は、以下の10項目からなる。(1) 定義 (2) 文化財の引渡し請求とそれへの対応 (3) 文化財の引渡しの代替措置 (4) 先住民と文化的少数者の文化財 (5) 人間の遺体 (6) 文化財の登録 (7) 新たに発見された文化財の通告 (8) 請求に関わる交渉に際しての留意事項 (9) 紛争解決手続き (10) 当事者の他の権利及び義務との関係。

委員会の将来計画として、以下の2点の研究テーマが採択された。(1) 武力紛争その他の重大な危機的状況から救出された文化財を一時的に保管するための安全な避難場所 (safe havens) の研究。(2) 国際取引法と文化遺産法との関係に関する研究。

(香西 茂)

⑥ 人と財産の外交的保護

本委員会は1996年に設立され、本大会を持って作業を終了した。会合では、Gerhard Hafner 教授 (オーストリア) が座長を務め、委員長である Orrego Vicuna 教授 (チリ)、報告者の David Berderman 教授 (アメリカ) を中心に、最終の報告書と決議案の検討が行われた。議事は、最終報告書に関して逐条的な質疑が行われ、これに Vicuna 教授と Berderman 教授がコメントする形式で進行

したが、すでに案文は最終段階にあり、実質的な論点よりも形式的な細部に関する質疑に集中した。約30分の議論の後に、最終報告書を要約した決議案に関する採決が行われ、賛成多数で採択された。今後は、最終報告書と決議が国際法委員会 (ILC) にも送付され、同委員会が取り組んでいる外交的保護に関する作業の参考に供されることになった。

(古谷修一)

⑦ 外国投資の国際法

本委員会の公開セッションは6月6日午後2時15分から Böckenstiegel を司会にして開催された。Schreuer 議長から、2004年の委員会設置以降今回が4回目の会合であり、「外国投資国際法」の出版を目指して作業を続けている旨の冒頭発言があり、その後、共同報告者の一人の Muchlinski から外国投資国際法の問題状況を分析した第1報告書が披露された。その後、現在編集の上記書籍の1章を構成する、「例外」、「取用」、「他協定上の義務との関係」、「仲裁人の資格」について担当委員から概要が報告された。以上の諸報告の後、フロアと質疑を行い公開セッションを閉じた。

非公開セッションは6月7日午前9時から午後1時まで開催され、昨年9月のプラハでの委員会合以降に提出された論文について、各筆者が簡単な紹介を行い、委員間で質疑を行った。同時に本年9月末までに最終稿を議長に提出することにした。

本委員会は2007年中に最終報告書をまとめた後、2008年以降は、特定問題に絞って検討を続ける予定である。

(小寺 彰)

⑧ 国際人権の法と実行

委員会が2004年のベルリン大会において「人権条約機関による認定の国内実施」に関する研究を終了したのを機に、筆者(岩沢)は報告者を退いたが、引き続き委員を務めることになった。ILA 理事会は、委員会が取り扱う次のテーマとして「一般国際法と国際人権法の関係」を指示した。委員会は、2006年1月にマーストリヒト(蘭)で特別会合を開き、この新テーマに関する予備的な検討を行った(筆者も参加した)。この会合では、人権条約と条約法条約、人権条約に対する留保、国家責任と人権、人権義務と国連憲章に基づく義務、人権条約と国家承継などの個別具体的なテーマについてペーパーが提出され、議論が行われた。これらのペーパーは、いずれ書物としてまとめられ出版される予定である。委員会がトロント大会に提出した中間報告は、上記特別会合で得られた結果を8項目の「暫定的結論」にまとめた比較的短いものである。委員会の会合は、De Waart (蘭)を議長に6月6日午後に行われ、報告者の Kaminga (蘭)が報告書の要点を説明した後、活発な討論が行われた。特に、人権条約の国家承継について、東欧の研究者などから多くの発言がなされた。

(岩沢雄司)

⑨ 持続可能な発展に関する国際法

本会合のために第2報告書が作成・配付された。Duncan French (イギリス)が他の諸委員のコメントをふまえて周到に作成したこの報告書は、持続可能な発展に関する諸原則のうち、とくに「統合原則 (principle of integration)」に焦点を当て、これを(1)体系的統合、(2)制度的統合、(3)法的統合(①規

範的統合+②司法的推論の道具としての統合)に区分し、それぞれを詳細かつ体系的に考察している。本会合では、Nicolaas J. Schrijver (委員長、オランダ)がこの報告書を簡潔に説明した後、自由討議に入った。ここでは参加者からさまざまな意見が表明されたが、とりわけ、(1)「持続可能な発展の教育的側面」(=幼稚園児から判事まで、人の一生のあらゆる時期において持続可能な発展の考え方を学ぶことが大事、という、Weeramantry ICJ 判事の意見)、(2)「欧米中心主義からの脱却」(=持続可能な発展を慣習国際法上の原則としてとらえることで、欧米中心主義的発想からの脱却が可能になる、という、同じく Weeramantry 判事の意見)、(3)「国内実行の検討」(=ブラジル、ベルギーの例を挙げつつ、持続可能な発展に関する国内実行を検討する必要性を強調した、Susana Camargo Vieira (ブラジル)の意見)が印象に残った。

なお、6日午前中には、本委員会とは別に「持続可能な発展——現れつつある諸原則と文書」と題するシンポジウムが開かれ、多くの参加者によって、持続可能な発展に関して形成されつつある諸原則が、国際裁判、人権・環境・経済条約、国際組織、各国国内法においてどのように用いられ、実施されているかをめぐって、活発な議論が展開された。

(西海真樹)

⑩ 国際通貨法

はじめに昨年末に急逝された Gruson 氏(米国)の追悼と通貨法委員会(MOCOMILA)の紹介が行われた後、議長である Blair 弁護士(英国)の司会の下、5本の報告と質疑応答・情報交換が行われた。すなわち、①

Lichtenstein 教授(米国)がバーゼルⅡに関して「ソフトロー」であるバーゼル合意が国内法化により「ハードロー」化することに伴う問題点を報告し、② 国際決済銀行 Devos 氏(スイス)が国際証券決済に関するハーグ条約・UNIDROIT 条約等の審議状況(EUではハーグ条約批准の目処がまだ立たず)を報告した。休憩を挟んで、③ 米国財務省 Freis 氏・米国連邦準備銀行 Baxter 氏(米国)がテロリスト対策金融(Financial Action Task Force と米国パトリオット法311条等の課題)を報告し、④ Procter 弁護士(英国)が銀行倒産を巡る規制当局の責任に関する判例動向を報告(判例は銀行倒産に伴う規制当局の過失を認めて預金者への補償を行うことを認めない傾向)した後、⑤ Smitz 教授(オランダ)がEUにおける金融サービスの統合政策について報告した。この間、休憩や質疑を通じて様々な情報交換がなされ、Geva 教授(カナダ)が決済システムに関して、久保田(日本)は日本のハーグ条約審議状況について関係者と意見交換した。

(久保田隆)

⑪ 国際刑事裁判所

2000年のロンドン大会において設置された本委員会は、Torsten Stein 教授(ドイツ)を委員長とし、William Schabas 教授(アイルランド)と Göran Sluiter 教授(オランダ)を共同報告者としている。今大会では、Sluiter 教授が作成した第2報告書に関する議論が行われた。ICC とアメリカとの関係、安保理決議により ICC 活動の停止など、時事的・政治的色彩が強い問題を扱った第1報告書とは異なり、第2報告書はICCに対する国家の協力に関する手続的側面を取り上げ、各国国内法

制の検討を行っている。オーストリア、ベルギー、チェコ、フィンランド、ドイツ、ギリシャ、イスラエル、イタリア、日本、南アフリカ、韓国、スウェーデン、スイス、イギリス、ウルグアイ、アメリカの各委員からのアンケート回答を基礎とした分析で、ICC に関する各国法制の比較検討として学問的に価値が高い内容となっている。しかし、今回の報告書が論争的な内容をほとんど持たなかったこともあり、会合での議論はきわめて低調で、Shuiter 教授より報告書の簡単な要約説明があったのち、2~3の質疑が行われただけで終了した。なお、Stein 教授より、次回大会では、各国の刑事法制における実体的な側面に関する報告書を議論する予定である旨のアナウンスが行われた。

(古谷修一)

⑫ フェミニズムと国際法

表記委員会は、第三報告書を提出した。それは、女性の移動に伴う人身売買 (trafficking) を扱うが、より広く女性の国際移動労働の法枠組を取り上げ、移民労働者に関する条約や人権保護に関する諸条約の関連規定群を、横断的に検討している。

全体会合は、委員長スジャータ・マノハール判事、共同報告者のアネット・ランシク氏およびジャーニー・チュアン氏のそれぞれから、報告書の概要の紹介と説明を受けた上で、シャーロット・クー氏の司会により全体討論が行われた。

第三報告書には勧告案が付記されており (最終報告書とともに採択予定)、それについて、「宛名人」を明記すべきであるという見解や、同報告書への概ねの賛意が示された。また、女性を「送り出す国 sending countries」

の責任をふまえて、人身売買の防止への協力を求める必要があるのではないか、経済的・社会的権利についても検討の対象とすべきではないかといった意見が出された。

これらの見解を受けて、2008年のリオデジャネイロ大会で委員会作業を完結することとし、その期間内に扱おうる問題に限定して委員会作業をすすめることが確認されて閉会した。

(兼原敦子)

⑬ 環境法のトランスナショナルな執行

本委員会は、とりわけ (1) 脱国境的な損害と危険に関する国内裁判所の管轄と準拠法、(2) 脱国境的な司法へのアクセスと公益紛争、(3) 多国籍企業から補償を求める外国人原告による国内裁判所の利用、を検討することを任務として、1997年以来、活動を重ねてきた。今回の会合では、Von Mehren (アメリカ) の議事進行のもとで、Jutta Brunnée (カナダ)、Maria Gavouneli (ギリシア)、Christophe Bernasconi (スイス) らが作成した最終報告書が審議された。最終報告書は、まず本委員会の任務、委員会メンバー、これまでの活動を簡潔に述べ、ついで「国際公法におけるトランスナショナルな救済へのアクセス」と題されたルール案 (全6条) とそれへの逐条コメントを掲げている。本会合では、このルール案について種々の意見交換が行われた結果、第1条 (司法へのアクセス) 中の「of their right to life」が「of existing environmental rights and of the right to life」に代わり、第6条 (準拠法の範囲) に第2項「This rule does not alter existing substantive law and existing limitations on the extra-territorial effect of the applicable law。」が追

加された。以上の修正を経たルール案が、本会合で承認され、それは最終日の総会で正式に採択された。その結果、本委員会はその任務を終了し、解散した。なお、本会合終了時に、Gavouneli は、本委員会を継承し、環境紛争や環境レジームの事務局改革問題を扱う新委員会の設立が今後検討されるだろう、との見通しを述べた。

(西海真樹)

⑭ 戦争犠牲者に対する補償

戦争犠牲者に対する補償委員会は2003年5月に設置され、今大会が正式の委員会会合としては初回である。Manuel de Almeida Ribeiro 教授 (ブラジル) を座長に、委員長 Luke T. Lee 博士 (アメリカ)、Rainer Hofmann 教授 (ドイツ) と筆者 (古谷) を共同報告者として、議事が進められた。前回ベルリン大会で決定された報告者の分担にしたがい、最初に Hofmann 教授より、補償を受ける権利に関する実体的側面を扱った報告書の説明が行われた。これを受けて、フロアより、各国の判例の動向、テロとの戦争の犠牲者を検討対象とすることの当否、非国家主体による加害に関する扱いなど、多くの問題が活発に議論された。会合後半では、補償を実現するための手続的側面を担当する古谷が、国内裁判における主権免除の問題、アド・ホック補償委員会のモデル規程案に関する報告書の説明を行った。続いて、フロアからは、不法行為に関する主権免除の国内判例の動向、国連補償委員会 (UNCC) の実行、信託基金のあり方など、多くの意見が寄せられた。全体として参加者の問題関心が高く、生産的で充実した議論が展開された会合であった。なお、報告者は今後、「戦争犠牲者補償に関する原

則」案を条文形式にまとめた報告書を作成し、これについて次回大会で議論が行われる予定である。

(古谷修一)

⑮ バイオテクノロジーに関する国際法

本委員会は、今回、初めての報告書を作成、配付した。報告書はまず、本委員会の任務・課題 (= バイオテクノロジーへのさまざまな法的規制のうち主に国際法的規制に焦点を当て、知的財産・環境保全・食品基準・責任規則・伝統的知識の保護などを検討対象にすること) を確認し、ついで、バイオテクノロジーに関連する「人権・良き統治、財産権と公共政策、市場アクセス、ライアビリティ」などについて、本委員会の基本的立場を明らかにしている。本会合では、この報告書をふまえて、Michael J. Hahn (ニュージーランド)、Thomas Cottier (委員長、スイス)、Mary Footer (オランダ) の3人が報告を行った。Hahn 報告は、本委員会がバイオテクノロジーに関する実体的権利のみならず手続的権利にも注目し、手続に関する最低基準の作成をめざしていることを強調した。Cottier 報告は、特許の問題を取り上げ、遺伝子分野における特許の射程、research exemption (倫理的観点からの制約を研究に課さないこと) をめぐる欧米の差異、生物多様性条約と特許との関係についてコメントした。Footer 報告は、まず市場アクセスの観点からカルタヘナ協定とSPS協定との抵触を指摘し、ついでバイオテクノロジー分野におけるLiabilityとResponsibilityとを比較・考察した。その後、フロアから若干のコメントがなされた。なお、本委員会は、2010年大会における最終報告書の承認と決議の採択をめざ

している。

(西海真樹)

⑩ 宇宙法

本委員会の公開セッションは6月7日午後2時から開催された。委員長 Williams から、委員会の課題である「リモートセンシングとその国内立法」について、2004年から2006年までの間に行った作業についての簡単な説明があった後、報告者の Hobe から、委員会第2報告書の内容として、「1986年リモートセンシング原則」、「リモートセンシングに関する国内立法プラクティス」、および関連問題である「宇宙物体登録に関する国内立法」についての、委員対象のアンケート調査の結果が報告された。分析の結果、この分野について国際法上の義務が十分に認識されておらず、また十分な国内立法が行われていないことが明らかになったと報告者は結論した。その後、フロアと質疑を行い、国際法上の最低限の義務を確定させる形で本委員会の研究を進展させて2008年に最終報告書を取りまとめるという方針が確認されてセッションを閉じた。

(小寺 彰)

⑪ 国際法教育

1998年台湾大会で設置された国際法教育委員会は、2000年ロンドン大会で暫定報告書を提出し、その後2大会での報告や討議を経てきたが、今回のトロント大会では、国際法教育についてのガイドラインの作成を目指すことが求められた。そのため、次の諸原則——すなわち、① 国際法の入門講座のためのミニマムの内容、および ② 国際法の発展、評価および奨励のためのカリキュラム・サイト

の定式化のための具体的提案（全法学コースの必修として国際法を奨励する具体的提案を含む）がなされた。さらに、次の問題について討議することが予定された。① 国際法と法政策および法政策間の相互作用、② 教育と実践の間の分離と架橋、③ 社会変化の道具としての国際法。

今回の本委員会は、ボサ (N. Botha) 委員長を議長として、延べ30~40人の参加を得て開かれた。冒頭、ラポルトウールのギャンプル (J. Gamble) 教授が、当日配布した討議資料の簡単な紹介を行い、国際法教育のためのILAスタンダードの可能性について討議を集中させることを求めた。討議資料によれば、国際法はロースクール、法学部や政治学部で中心的役割を果たしてこなかったことになんかの不満があり、これを改善するために、たとえば米国では100年以上にわたって国家司法試験に国際法を含める要求が聞き入れられなかったこと、教育機関が採り入れうるガイドライン/スタンダードを作るべきか、ガイドラインに含められるべき事項のリストなど（政治学部、大学院、ロースクールそれぞれについて、国際法（国際機構を含む）概論コースのほか、環境法、人権などの講義）が挙げられた。この問題についての質問状に対する本委員会の諸委員からの回答のリストも配布された。

ついで討論に入り、ギャンプル報告に対して、多数の意見が述べられた。なかでも、国により教育の制度や状況が違うこと、法学教育方法の相違などが指摘される一方、より積極的に、国際法の項目だけではなく教え方について、ミニマムのコストでネットワークをつくり意見交換する必要性なども述べられた。また、国際法教育について、世代ギャップが

あるとの私的が若い研究者からなされ、議長が若いメンバーの本委員会への参加を促すという一幕もあった。発言者の多くは米国、英国、カナダ、インドなどからのメンバーにはほぼ限られ、コモン・ロー諸国以外（特にヨーロッパ諸国）からの参加者にはそれほど高い関心がないようにも見えた。ILAでのガイドライン作成の前途はまだ多難のようである。

(藤田久一)

⑫ 国際証券法

議長である Fleischman 氏（米国）の欠席に伴い、急遽代役となった Lichtenstein 教授（米国）の司会の下、アメリカ、イギリス、EUの証券法（買収法制、証券規制、コーポレートガバナンス、ミューチュアルファンド規制）を巡る様々な法改革事例が紹介され、本会議中に日本の金融商品取引法が国会を通過して無事成立したことも報告された。報告内容はほぼ配布資料のとおりであったが、カナダ証券監視委員会の担当者などが活発な質疑応答を行っていた。

(久保田隆)

理事会

全体理事会 (Full Council) は、理事長の

Lord Lynn の司会で、大会開会直前の6月4日昼および閉会直前の6月8日昼の2回行われた。

第1回理事会においては、新会長にカナダ支部会長の Milos Barutcsiki 弁護士を全会一致で承認した。次回の世界大会は、2008年8月末または9月はじめにリオ・デ・ジャネイロ（ブラジル）で開催されることがブラジル支部会長の Eduardo Greber 弁護士から紹介された。なお、2010年オランダ、2012年ブルガリアでの開催に引き続き、2014年の世界大会は日本で開催されることが正式に決定された。

第2回理事会においては、本大会で採択すべき6つの委員会（国際商事仲裁、200カイリを超える大陸棚の法的諸問題、国際貿易法、文化遺産法、人と財産の外交的保護、環境法のトランスナショナルな執行）から提出された各決議が了承された（総会でこれら6決議が採択された）。

今回の大会出席者は700名を超え、わが国からは日本支部会員22名および非会員3名の計25名が出席した。外務省国際法課およびトロント総領事館には種々のご協力を頂いた。記して感謝申し上げる。

(中谷和弘)